

岩手県告示第 521 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 6 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 雫石東八幡平線
- 2 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字長山東葛根田国有林 778 林班に小班地先から八幡平市松尾寄木松川国有林 1558 林班ろ 2 小班地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 6 月 29 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 19 年 6 月 26 日から同年 7 月 26 日まで